

計画案（令和5年8月18日）

入間市障がい者福祉プラン

令和6～8年度

入間市障害者計画

入間市障害福祉計画

入間市障害児福祉計画

～ともに暮らし ともに創る 共生いるま～



令和6年3月

入間市

★「障害」の害のひらがな表記について

「障害」の「害」の字には、「悪くすること」、「わざわざ」等の否定的な意味があり、「障がい」は、本人の意思でない生来のものや病気や事故などに起因するものであることから、障がい者を表すときに「害」を用いることは好ましくないものと考えます。

そこで、本プランでは、ノーマライゼーションの社会を目指していく上で、障がいのある方に対する差別や偏見をなくし、障がい者に対する理解を深める等、市民啓発の観点から、「障害」の「害」の字をひらがなとします。

ただし、法令や条例等に基づく制度や施設名等の固有名詞については、そこで使用されている表記を用いることとします。

★サブタイトル「ともに暮らし ともに創る 共生いるま」について

わたしたちの入間市には、障がいのある、なしにかかわらず、老若男女、様々な人が暮らしています。すべての人が豊かに暮らしていくには、違いにより分け隔てられることなく、互いに認め合い、ともに支え合っていかなければなりません。

そこで、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生の入間市となることを願い、本プランのサブタイトルを「ともに暮らし ともに創る 共生いるま」としました。

入間市障害者福祉審議会委員一同

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1部 総論 | 3 |
| 第1章 プランの概要 | 4 |
| 1 新たなプランの策定にあたって | 4 |
| 2 プランの性格 | 6 |
| 3 プランの期間 | 8 |
| 4 プランの策定体制 | 8 |
| 第2章 入間市における障がい者等の現状 | 9 |
| 1 身体障がい者 | 9 |
| 2 知的障がい者 | 10 |
| 3 精神障がい者 | 11 |
| 4 難病患者 | 12 |
| 第2部 入間市障害者計画 | 13 |
| 第1章 基本的な考え方 | 14 |
| 1 基本理念 | 14 |
| 2 基本方針 | 15 |
| 第2章 施策展開 | 17 |
| 基本方針1 健康と暮らしをまもる施策 | 17 |
| 基本方針2 地域で暮らしていくための支援 | 24 |
| 基本方針3 障がい児とその家族への支援 | 31 |
| 基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり | 35 |
| 基本方針5 権利擁護 | 41 |

第1部 総論

第1章 プランの概要

1 新たなプランの策定にあたって

(1) 障がい者施策に関する近年の動向について

前プランである『入間市障害者福祉プラン（令和3～5年度）』が策定された令和3年3月以降、障がい者施策に関しては以下のような動きがありました。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正（障害者差別解消法）

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されました。

○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行（医療的ケア児支援法）

令和3年6月に、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資すること、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、医療的ケア児支援法が公布・施行されました。

○障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）

令和4年5月に、障がい者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が公布・施行されました。

○児童福祉法の改正

令和4年6月に児童福祉法が改正され、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充などが規定されました。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正（障害者総合支援法）

令和4年12月に障害者総合支援法が改正され、障がいのある人等の希望する生活を実現するため、障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化などが規定されました。

○障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（障害者雇用促進法）

令和4年12月に障害者雇用促進法が改正され、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、障がい者雇用の質の向上などが規定されました。

○難病の患者に対する医療等に関する法律の改正（難病法）

令和4年12月に難病法が改正され、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることが規定されました。

○障害者基本計画の策定(第5次)

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、令和5年3月に障害者基本計画（第5次）が策定されました。

障害者基本計画（第5次）では、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めています。

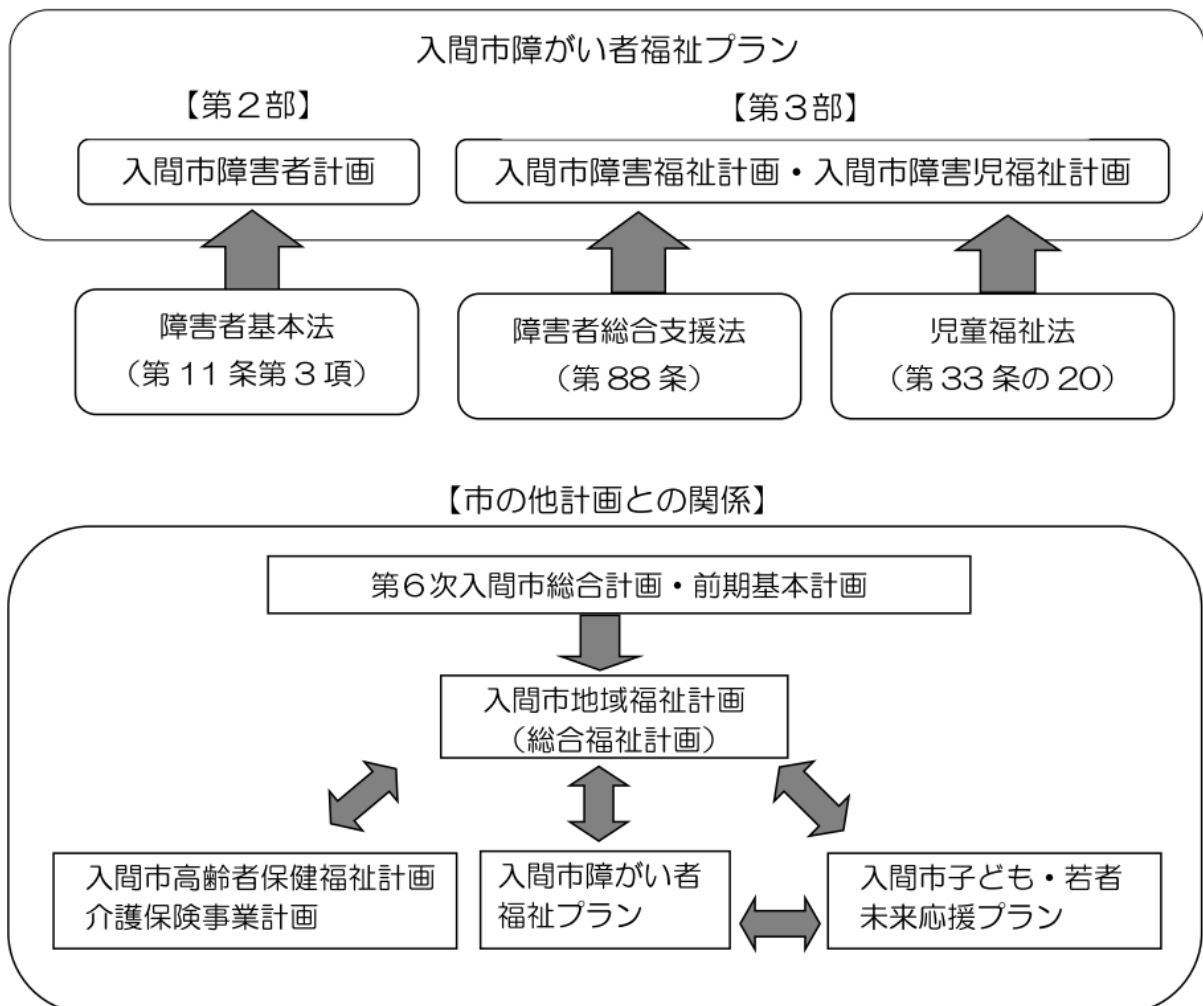
2 プランの性格

(1) プランの位置付け

本プランは、障害者基本法第 11 条第 3 項に定められた「障害者計画」、障害者総合支援法第 88 条に定められた「障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条の 20 に定められた「障害児福祉計画」として位置付けられるものです。

また、国の障害者基本計画（第 5 次）及び県の第 7 期埼玉県障害者支援計画を基として、第 6 次入間市総合計画、元気ないるま福祉プラン（入間市地域福祉計画）、入間市子ども・若者未来応援プラン等との整合性を図りつつ、入間市の障がい者施策の基本方針、施策の方向性を示すものです。

■プランの法的位置付け



(2) SDGsとの関係

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められています。

本市は、2030 年の SDGs 達成に向けて、「Well-being」をキーワードに地域資源を生かした取組を進める提案を行い、令和 4 年度 SDGs 未来都市 (SDGs を推進するため、他自治体のモデルとなるような先進的な取組を進める都市・地域が選定されるもの) に選定されました。

SDGs の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、これまで社会保障・社会福祉が進めてきた歩みや地域共生社会の実現につながるものであり、本計画においても、SDGs の 17 の目標における取組を意識し、SDGs の達成に貢献していくことが求められます。

■プランに関連するSDGs

| | |
|---|---|
|  | <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> |
|  | <p>3 全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> |
|  | <p>4 質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> |
|  | <p>8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する。</p> |
|  | <p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> |
|  | <p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> |

参考資料：外務省ホームページ「JAPAN SDGs Action Platform」


3 プランの期間

本プランは、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の最終年度にあたる令和5年度に見直しを行い策定したもので、計画期間は、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画にあたる令和6年度から令和8年度とします。

また、本プランの最終年度にあたる令和8年度には、次のプランの策定に向けた見直しを行います。

■計画期間

| 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 見直し | | | 見直し |
| 前プラン | | | 本プラン | | |



4 プランの策定体制

(1) 入間市障害者福祉審議会・部会の開催

知識経験者、障害福祉関係団体、公募委員など、幅広い分野で構成される障害者福祉審議会に3つの部会（地域部会・こども部会・啓発部会）を設置し、各分野の研究、協議の後、本計画の策定に関する全体協議を行いました。

(2) アンケート調査の実施

障がい者の意見や要望を把握し、計画に反映することを目的として令和4年度にアンケート調査を実施しました。

(3) 障がい福祉関係識見者からの意見の聴取・反映

入間市障害者自立支援協議会や入間市障害者基幹相談支援センター等からの意見を聴きとり、本プランに反映しました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の素案を策定し、計画策定に当たっての意見および情報を令和5年11月から12月に、広く市民から募集しました。

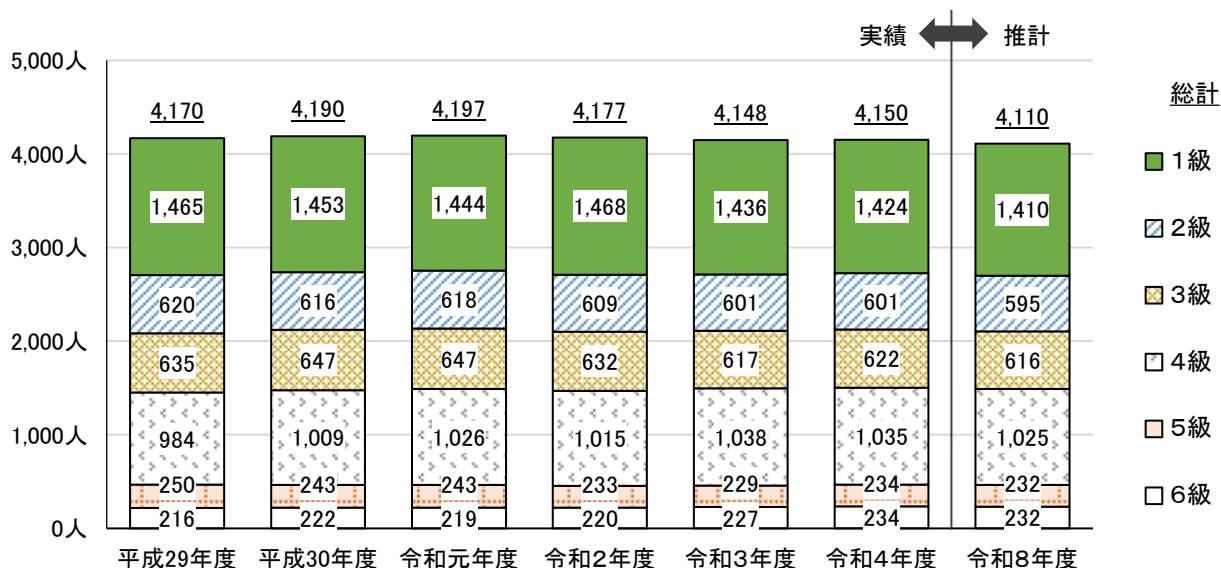
第2章 入間市における障がい者等の現状

1 身体障がい者

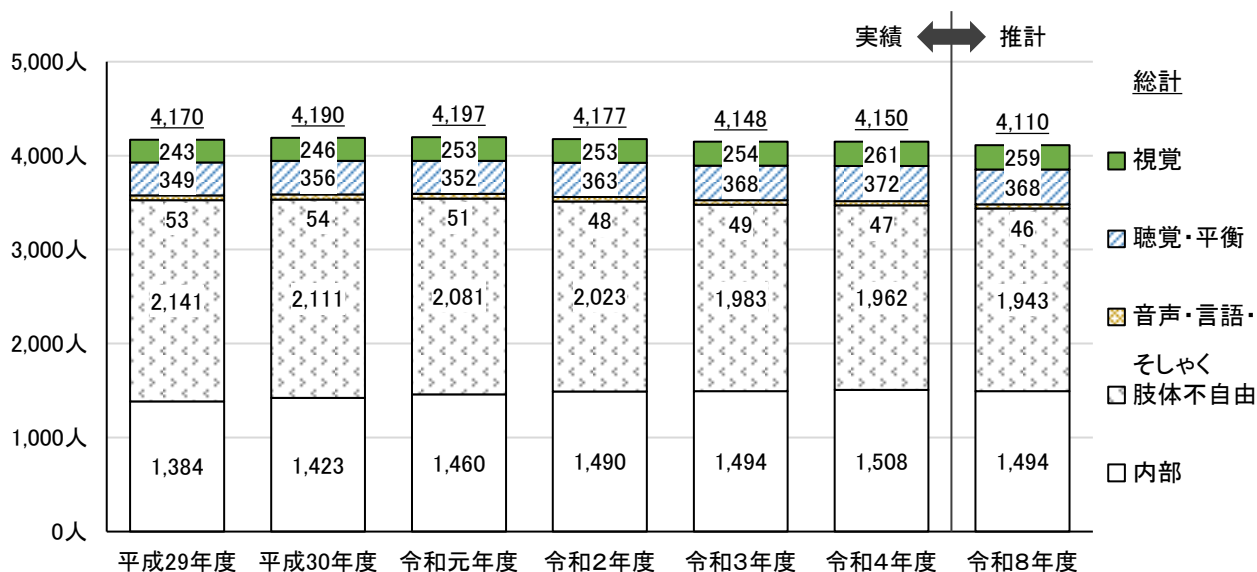
身体障害者手帳所持者数は、令和4年度末で4,150人となっています。近年は減少傾向で推移しており、令和8年度末には4,110人になることが推計されます。

障がいの等級別にみると、1・2級の占める割合が全体の5割弱を占めており、2人に1人が重度障がい者であることがわかります。また、障がいの種類別にみると、肢体不自由が5割弱を占めており、次いで、内部障がい（心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能）が3割半となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい等級別）



■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）



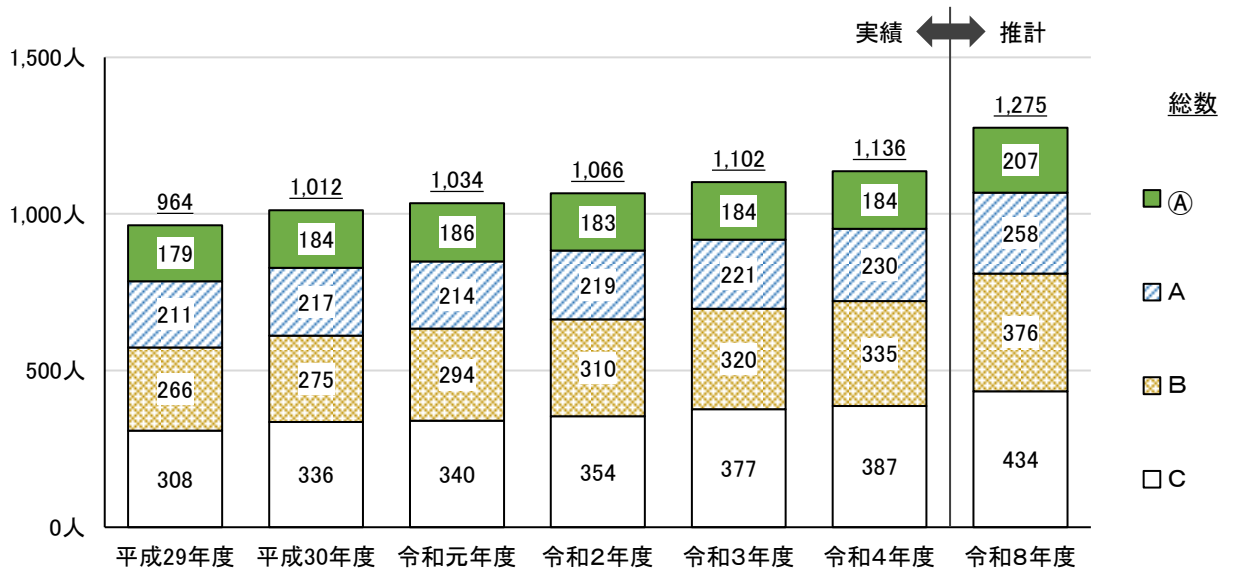
資料：入間市（各年度末現在・令和8年度は実績の増減率から推計）

2 知的障がい者

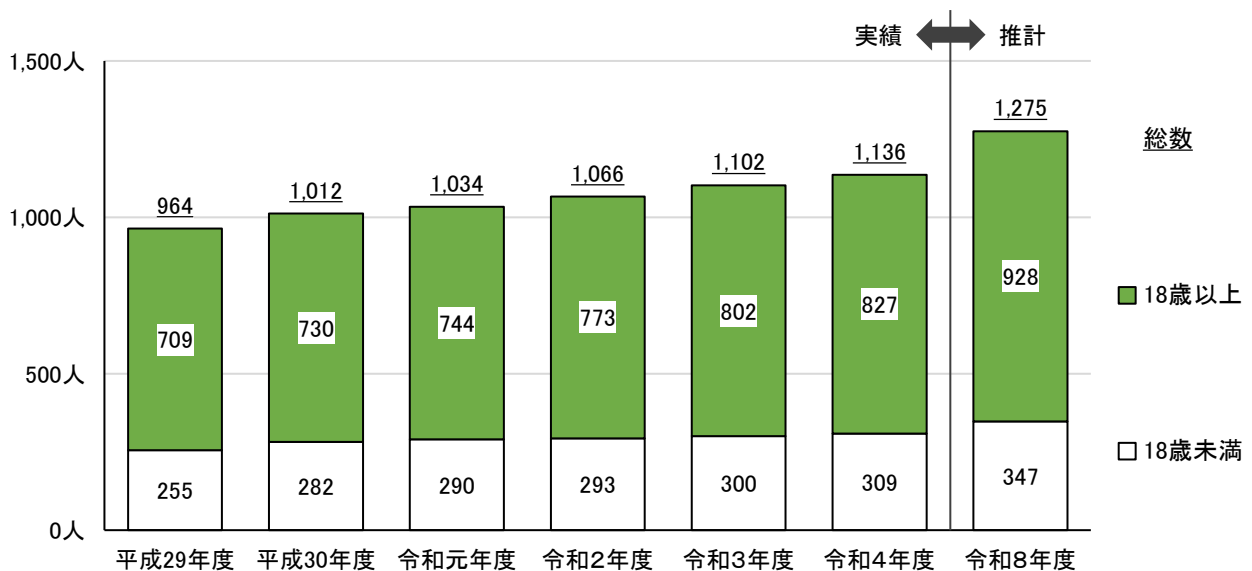
療育手帳の所持者数は、令和4年度末で1,136人となっています。この5年間では172人増加しており、令和8年度末には、1,275人になることが推計されます。

障がいの程度別にみると、㉠（最重度）からC（軽度）にかけて構成比と増加率がともに高くなっています。また、年齢別にみると、18歳以上が7割強を占めています。

療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）



療育手帳所持者数の推移（年齢別）



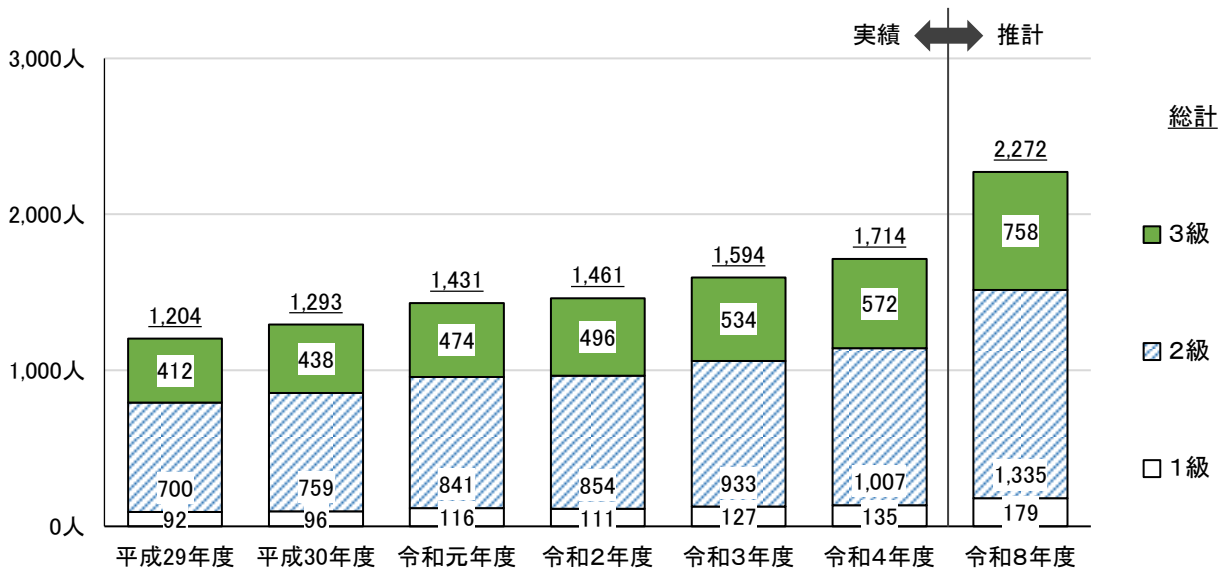
資料：入間市（各年度末現在・令和8年度は実績の増減率から推計）

3 精神障がい者

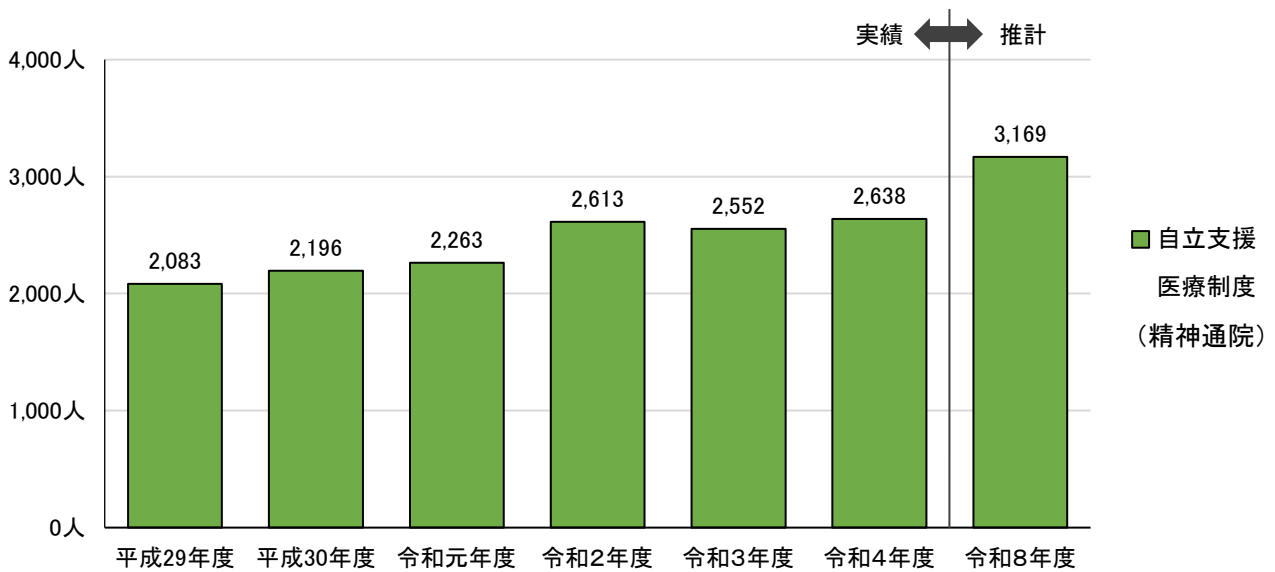
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末で1,714人となっています。統合失調症や認知症、うつ病等の増加、発達障がいや高次脳機能障がい等により手帳を取得する方もいることから、この5年間では510人増加しており、令和8年度末は2,272人になることが推計されます。

また、精神障がい者の通院医療には、障害者総合支援法に基づく自立支援医療制度（精神通院）が適用されています。利用者は、令和4年度末で2,638人となっています。この5年間では、555人増加しており、令和8年度末には3,169人になることが推計されます。

■精神障がい者数の推移（障がい等級別）



■精神障がい者数の推移（自立支援医療制度）

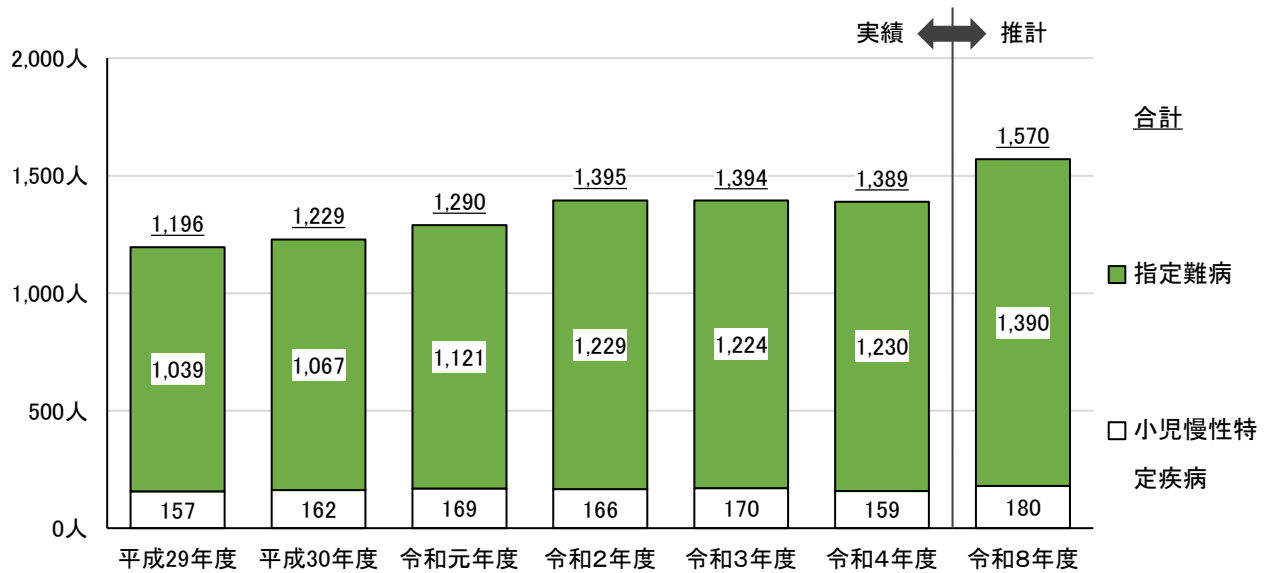


資料：入間市（各年度末現在・令和8年度は実績の増減率から推計）

4 難病患者

指定難病医療給付の受給者数は、令和4年度末で1,389人となっています。また、小児慢性特定疾病医療給付の受給者数は、令和4年度末で159人となっています。この5年間では、合わせると191人増加しており、令和8年度末には1,570人になることが推計されます。

■難病患者数の推移（指定難病・小児慢性特定疾病）



資料：入間市（各年度末現在・令和8年度は実績の増減率から推計）

第2部 入間市障害者計画

第1章 基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、国や県の障がい者に関する計画や、これまでに入間市が策定してきた障害者計画・障害福祉計画を継承しつつ、平成26年1月に障害者権利条約が批准され、平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたこと等を踏まえ、以下の3点を基本理念としました。

(1) 共生社会の実現

障がいのある人も障がいのない人も、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた施策を推進します。

(2) 障がい者の意思決定支援の推進

障がい者の基本的人権を尊重し、障がい者の意思決定を支援する施策を推進します。

(3) 共に暮らし、学び、成長できる地域づくり

障がいのある子も障がいのない子も、地域で共に暮らし、共に学び、共に成長していくことができるように保育・教育の環境を整備する施策及び家庭を支援する施策を推進します。

2 基本方針

【基本方針1】健康と暮らしをまもる支援

障がい者が、健康で安心して生活が営める福祉のまちをめざします。

また、保健、医療、福祉、各分野間の連携を図り、障がい者への切れ目のない支援をめざします。

重点課題（1）あらゆる障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築

- 施策 1 地域生活支援の充実を図る

重点課題（2）地域で安心できる暮らしの支援

- 施策 2 いざという時のための支援体制をつくる
- 施策 3 災害時に安心して避難生活を送るために

【基本方針2】地域で暮らしていくための支援

障がい者が、地域において自立した生活ができるよう、自己決定と自己選択を支える相談支援（ケアマネジメント）体制の充実を図るとともに就労相談、職場実習、職場定着支援など就労支援の充実をめざします。

重点課題（3）相談支援の充実

- 施策 4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
- 施策 5 障がい児相談支援の実施

重点課題（4）はたらく支援の充実

- 施策 6 はたらくを支援する

【基本方針3】障がい児とその家族への支援

障がい児の成長・発達に応じた乳幼児期から成人期まで一貫した地域支援体制を整備します。
また、共生社会の実現のため、住んでいる地域において子どもの頃から共に学び共に育つことのできる保育・教育を進めます。

重点課題（5）障がい児とその家族への支援の充実と、 共に学び共に育つ場の整備

- 施策 7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る
- 施策 8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育に取り組む

【基本方針4】生き生き暮らせるまちづくり

障がいのある人も障がいのない人も、だれもが社会の一員として、分け隔てなくつながり支えあうことができ、元気に生き生きと暮らすことができる社会をめざします。

重点課題（6）福祉意識の向上とボランティア活動の推進

- 施策 9 障がい者福祉について関心や理解を深めるために
- 施策10 福祉ボランティア活動を支援する

重点課題（7）障がい者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

- 施策11 障がい者のスポーツ・文化活動を支援する

重点課題（8）移動等の円滑化の促進

- 施策12 だれもが安心して使いやすい施設とするために

【基本方針5】権利擁護

障がい者が障がいを理由に不利益な扱いを受けることのないよう、権利を擁護し、意思決定を支援する施策を進めます。

重点課題（9）権利擁護の推進

- 施策13 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進
- 施策14 障がい者の権利をまもる

第2章 施策展開

基本方針1 健康と暮らしをまもる施策

重点課題（1）全ての障がい者に対応した重層的な支援体制の構築

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「あらゆる障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を重点課題（1）とし、「施策1 地域生活支援の充実を図る」に取り組みました。

施策1として、地域リハビリテーションの充実、精神保健福祉医療地域連携会議における事例検討、課題研究などを通して、情報・認識共有などを図り、保健・医療・福祉関係機関の連携強化を図りました。精神保健福祉医療地域連携会議を3回開催したことにより、地域の支援者同士の顔合わせができ、共通理解が深まり、連携強化につながりました。

精神保健福祉士等の専門職が、担当地区を訪問することにより、地域の実情に合わせた支援を行うことができましたが、現状としては相談があった際に対応をしている状況であり、潜在的なニーズを把握したうえで地域課題を解決するための支援を行うまでには至りませんでした。

○アンケート調査の結果から

施設や病院で生活している人が将来生活したい場所（18頁・図1）として、全体の25.6%が地域での生活（家族と一緒に生活したい+グループホームなどを利用したい+地域で一人暮らしをしたい）を望んでおり、特に精神障がいでは57.2%を占めています。

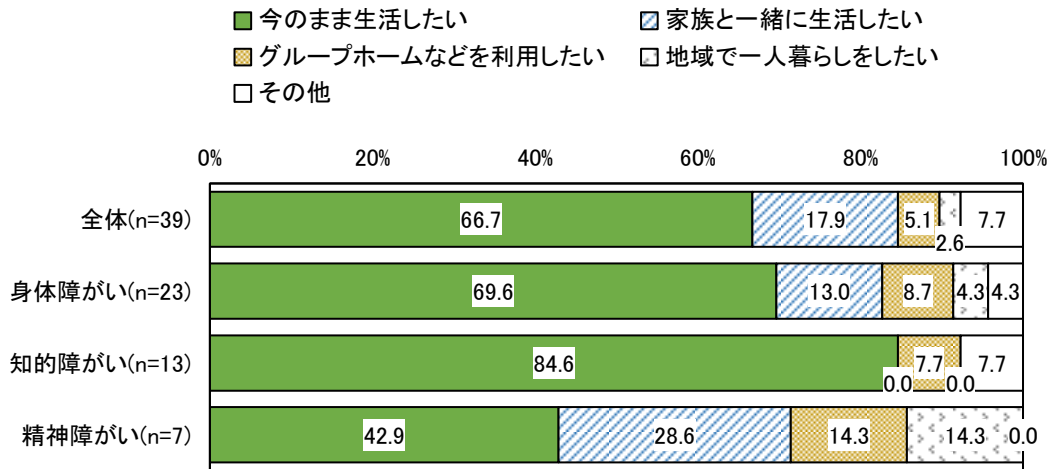
そのために必要な支援（18頁・図2）は、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」や「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、「経済的な負担の軽減」などが多くなっています。

○本プランの課題として

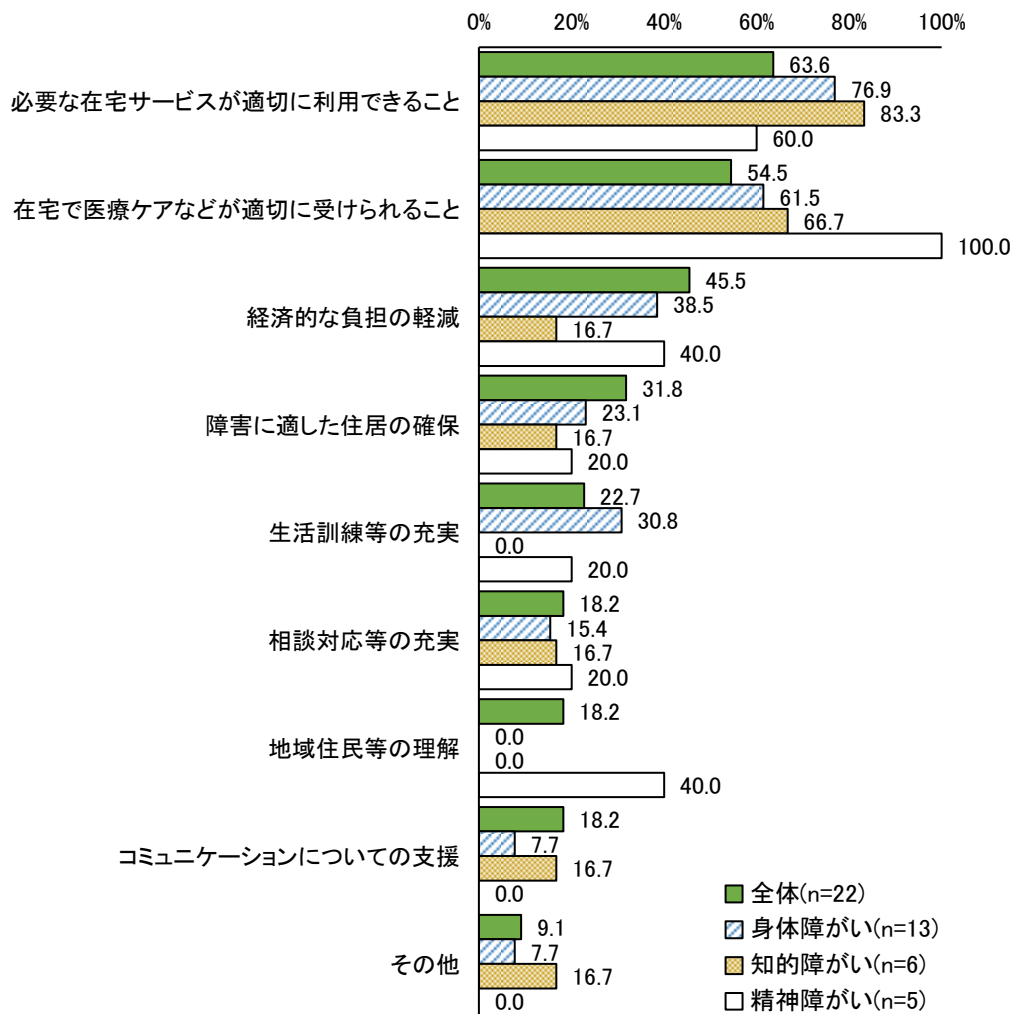
前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障がい者を取り巻く環境の変化やニーズの多様化により、分野を超えた他機関、多職種などによる重層的な連携・支援体制が求められています。

全ての障がい者が地域で安心して自分らしく暮らしていけるように、身近なところで保健・医療・福祉の支援を受けられる体制の整備や地域づくりを推進するとともに、地域移行や地域生活支援体制の構築に向けた取組の強化を課題とします。

【図1】「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」障がい者が、将来生活したい場所



【図2】「福祉施設で暮らしている」または「病院に入院している」障がい者が、地域で暮らすために必要な支援



施策1 地域生活支援の充実を図る

障がい者が安心して地域生活ができるよう、福祉関係者、保健、医療、地域住民などが連携して支援していただけるような体制を整備します。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------------|--|-----------------|
| (1) 障がい者の地域生活支援の充実 | 地域リハビリテーションの充実や医療・保健と連携を図りながら、精神障がいをはじめ、地域での生活を営むことに困難を感じる様々な障がい者の社会的自立を支援します。 | 障害者支援課 地域保健課 |
| (2) 保健・医療・福祉関係機関の連携強化 | 精神障がい者の地域生活に向けて、精神保健福祉医療地域連携会議における情報提供、事例検討などを通して、保健・福祉・医療機関のネットワークや更なる連携の強化を図ります。 | 障害者支援課 地域保健課 |
| (3) 支援が必要な障がい者への訪問等による把握と支援 | アウトリーチを行うことにより、潜在的なニーズを把握し、地域課題を解決するための支援をします。 | 障害者支援課 地域保健課 |
| (4) 自立生活援助サービス体制の整備 | 地域で暮らす障がい者の実態やニーズをもとに、地域での生活や自立に向けた支援サービスの充実を図ります。 | 障害者支援課 |
| (5) 地域移行支援・地域定着支援の利用促進 | 相談事業所等と連携し、障がい者に対する地域生活についての周知、情報提供等により、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。 精神障がい者等の自助グループの育成について検討します。 | 障害者支援課 地域保健課 |
| (6) 日中活動の場の整備 | 地域活動支援センターの充実に向けた見直しとともに、生活介護施設の充実を支援します。 | 障害者支援課 |

【目標値】（重点課題1 全ての障がい者に対応した重層的な支援体制の構築）

| 指標 | | 前計画 | 現状値 | 目標値 |
|----|----------------------------------|--------------|--------|--------|
| ① | 福祉施設で暮らしている障がい者が、施設を退所し、地域で暮らす人数 | 2人 (R元年度) | (R4年度) | (R7年度) |

重点課題（２）地域で安心できる暮らしの支援

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「地域で安心できる暮らしの支援」を重点課題（２）とし、「施策２ いざという時のための支援体制をつくる」「施策３ 災害時に安心して避難生活を送るために」に取り組みました。

施策２として、避難行動要支援者避難支援制度を周知するとともに、避難行動要支援者名簿に基づく個別支援計画の作成促進や自主防災会との連携を強化するなど、避難行動要支援者の支援体制の充実を図りました。

施策３として、避難施設の備蓄品の充実や障がい者の意見を反映するための防災会議の活用など、防災体制の強化を図りました。

また、障がい者が安心して避難生活を送れるように、福祉施設と福祉避難所の協定を締結しました。今後、障がい者のニーズに合わせた避難体制についても検討をしていきます。また、福祉避難所が近くにない場合もあるため、市内の他の福祉施設との協定に取り組みます。

○アンケート調査の結果から

災害時に一人で避難できない、避難できるかわからない障がい者（21 頁・図3）が、全体で 66.5%となっており、知的障がいでは 80.7%を占めています。そのうち、身近に助けてくれる人がいない、いるかわからない障がい者（21 頁・図4）は、すべての障がいで7割を超えており、災害時に自ら避難することが困難な障がい者への避難支援が課題となっています。

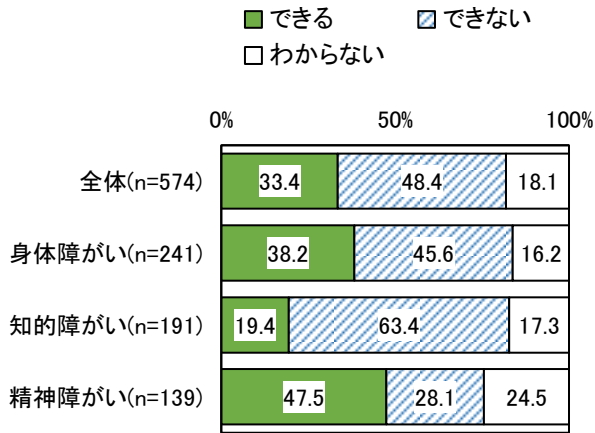
また、災害時に困ること（21 頁・図5）は、「避難場所などの施設・設備や生活環境が不安」が 51.0%で最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 48.0%となっています。障がい別に見ると、身体障がいでは「安全なところまで、迅速に避難することができない」、知的障がいでは「周囲とコミュニケーションがとれない」、精神障がいでは「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ最も多くなっており、障がいの種類や程度に応じた災害時の支援が求められます。

○本プランの課題として

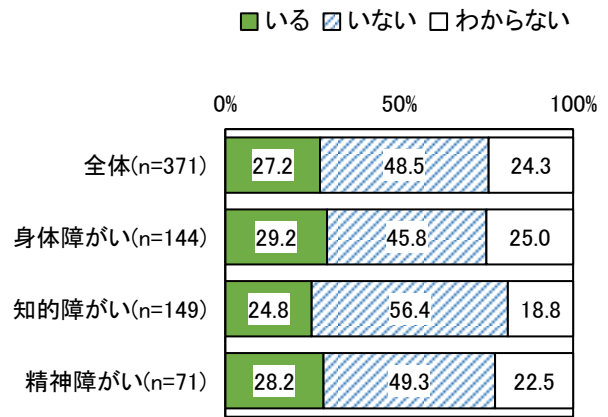
前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、地域で安心できる暮らしの支援として、障がい者の個別ニーズを踏まえ、避難行動要支援者の支援体制や避難生活の環境整備の更なる充実を課題とします。

また、災害時に一人も取りこぼすことなく避難支援を行うため、法制度の周知や個別支援計画を充実するとともに、自主防災会による日常的な声掛けや近所づきあい、地域交流など、地域における取組を進めることが重要です。

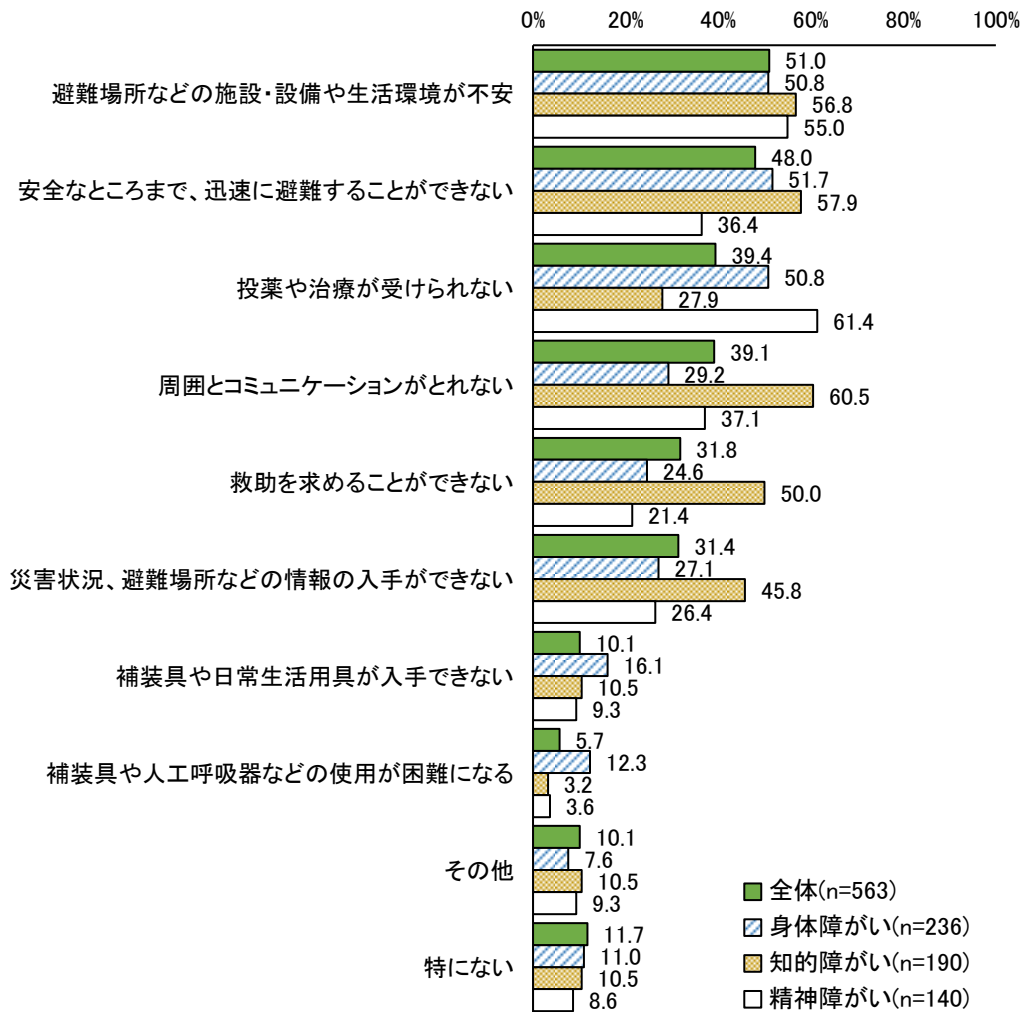
【図3】災害時に一人で避難できるか



【図4】(図3で「できない」または「わからない」) 身近に助けしてくれる人がいるか



【図5】災害時に困ること



施策2 いざという時のための支援体制をつくる

避難行動要支援者避難支援制度による避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るとともに、地域のさまざまな人とのつながりにより、災害時の避難支援が円滑に行われるよう平常時から地域交流を通じた支援体制づくりに努めます。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|--|--|--------------------------|
| (1) 地域交流の促進 | 平常時から地域交流を通じた避難支援体制づくりを促進します。 | 障害者支援課 危機管理課 地域振興課 |
| (2) 避難行動要支援者避難支援制度の周知や避難行動要支援者名簿に基づく個別計画の策定・充実 | 広報紙・市公式ホームページだけでなく、関係機関などを通じて避難行動要支援者避難支援制度の周知を図ります。また、地域支援者が適切な避難支援が行えるように、個別避難支援計画の整備を進めます。 | 障害者支援課 危機管理課 |
| (3) 地域の避難支援体制の整備 | いざという時に自主防災会、民生委員など地域の関係機関、団体等が連携し、障がい者への避難支援が円滑に行えるよう体制を整備します。 | 障害者支援課 危機管理課 |
| (4) 防災訓練における避難支援訓練の実施 | 防災訓練での各自主防災会が実施する訓練において、避難行動要支援者に対する避難支援訓練等の実施を促進します。 | 障害者支援課 危機管理課 |
| (5) 災害に対する家庭での備えについての啓発 | 災害が起きたときに備え、障がい特性に応じた情報提供（SNS等の活用）により、防災意識を高めます。また、各家庭において、ハザードマップ等の活用や障がい特性などを明記したカード作成などにより、防災・減災意識を促進します。 | 障害者支援課 危機管理課 |

施策3 災害時に安心して避難生活を送るために

障がい者が安心して避難生活を送ることができるよう障がいの特性に配慮し、個々の障がいに応じた受け入れ体制の充実に努めます。

備蓄品の充実、必要物資を手配する支援ルートの確立等体制整備に努めます。

また、災害時に、福祉避難所の開設訓練を始め、障がい者の受け入れ体制が円滑に整えられるよう準備を進めます。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------------------|--|---------------------------|
| (1) 備蓄品の充実、必要物資の調達ルートの確立 | 備蓄品や応援協力体制の充実に図り、薬や機材など障がい者が必要とする物資の調達確保を図ります。 | 障害者支援課 危機管理課 |
| (2) 障がい者の意見を反映するための体制づくり | 安心して避難生活を送るための体制整備について、障がい者の意見が反映されるような体制づくりに取り組みます。 | 障害者支援課 危機管理課 |
| (3) 福祉避難所の指定を増やす | 市内の福祉施設等と福祉避難所の協定を締結し福祉避難所を確保していますが、更に増やせるように取り組みます。 | 障害者支援課 高齢者支援課 危機管理課 |
| (4) 避難所開設訓練の実施 | 福祉避難所の開設訓練等を実施し、障がい者に配慮した避難所受け入れ体制を整備します。 | 障害者支援課 危機管理課 |

【目標値】（重点課題2 地域で安心できる暮らしの支援）

| 指標 | | 前計画 | 現状値 | 目標値 |
|----|--|-----------------|-----------------|-----------------------|
| ① | 災害時に一人で避難できない、避難できるかわからない障がい者で、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、身近に助けてくれる人がいる人の割合 | 23.4% (R元年度) | 27.2% (R4年度) | 30.0% 以上 (R7年度) |

基本方針2 地域で暮らしていくための支援

重点課題（3）相談支援の充実

【現状の課題】-----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「相談支援の充実」を重点課題（3）とし、「施策4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり」「施策5 障がい児相談支援の実施」に取り組みました。

施策4として、相談支援の質の向上や利用者の利便性の向上を図るため、入間市障害者基幹相談支援センターを中心に関係機関との情報共有や連携強化等を図りました。

施策5として、障がい児相談支援の質の向上や福祉と教育の一体的な支援を図るため、入間市児童発達支援センターういずを中心に関係機関の連携強化等を図りました。また、入間市障害者基幹相談支援センターによる事例検討やグループスーパービジョン、学習会等を通じて地域課題の抽出や情報共有等を行い、地域の相談支援の質の向上を図りました。

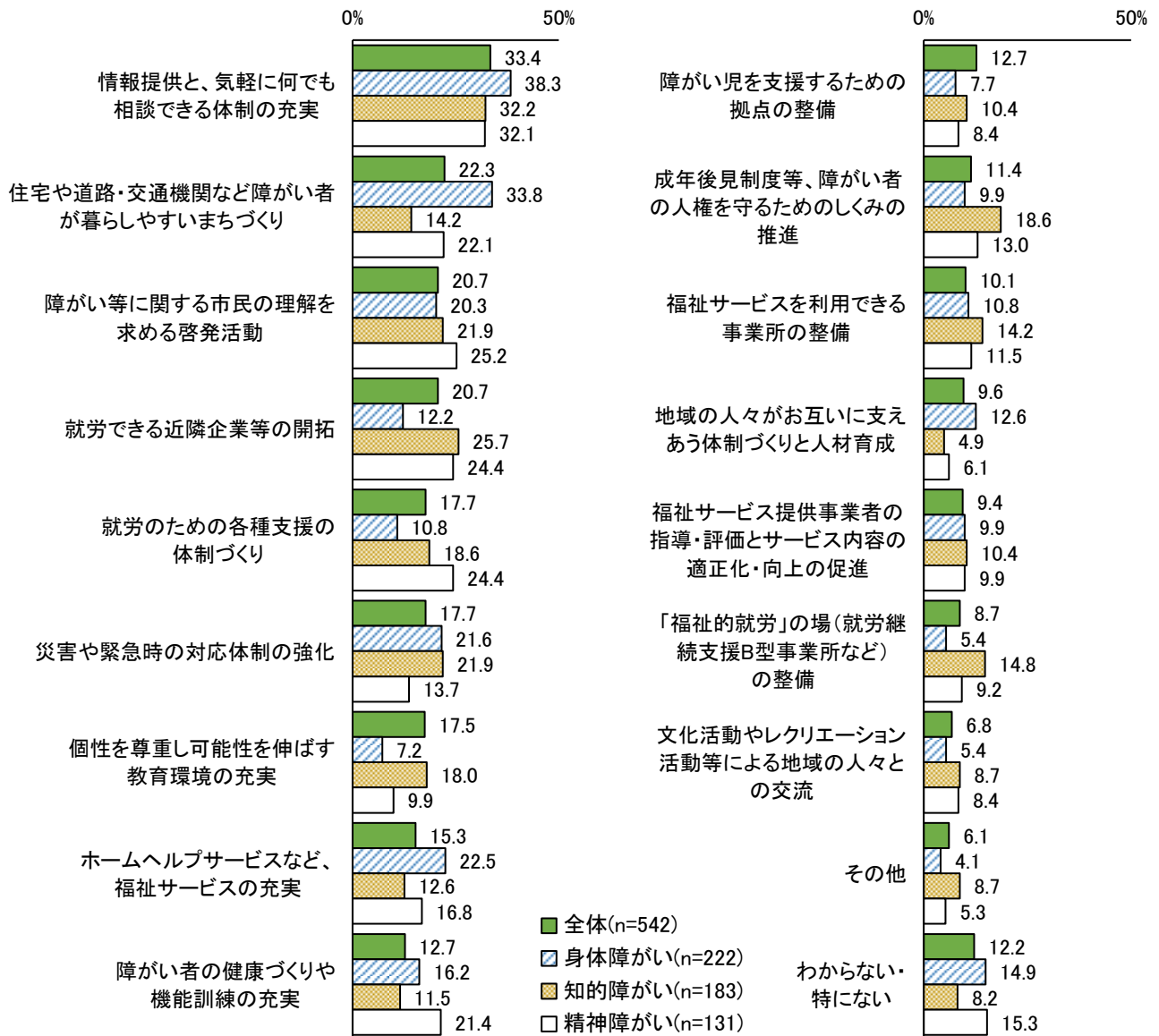
○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策（25頁・図6）は、「情報提供と、気軽に何でも相談できる体制の充実」がすべての障がいで最も多くなっており、相談支援体制の更なる充実が求められています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、地域生活に様々な困難を抱えている方に対し、関係機関、他業種を巻き込んだ重層的な支援体制が求められており、障がい者（難病者を含む）の相談支援体制の更なる充実を課題とします。

【図6】市に力を入れてほしい施策



施策4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり

相談支援事業の更なる充実を図るため、入間市障害者基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業の体制整備と相談支援の質の向上に努めます。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------------------------------|---|--------|
| (1) 相談支援事業の充実 | 気軽に利用できる相談支援体制の整備及び利用促進に向けた広報活動を充実します。 | 障害者支援課 |
| (2) 入間市障害者基幹相談支援センターの活動の充実とネットワークの構築 | 入間市障害者基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、サービス提供事業所、社会福祉協議会、医療関係者などと連携し、相談支援体制を強化します。 | 障害者支援課 |
| (3) 地域移行支援・地域定着支援の利用促進 | 障がい者が地域で安心して自分らしい暮らしを実現できるよう関係機関と連携を図り、訪問相談等の支援を行いながら、地域移行支援・地域定着支援の利用を促進します。 | 障害者支援課 |

施策5 障がい児相談支援の実施

相談支援の質の向上を図るとともに、配慮が必要なすべての児童とその家庭を対象に乳幼児期から成人期までの切れ目のない一貫した支援を推進します。

また、児童発達支援センターういずを中心に地域の関係諸機関と連携し、障がいの早期発見や、福祉と繋がっていない家庭への対応等、相談支援体制の更なる充実を図ります。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|---|------------------|
| (1) 入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携強化 | 入間市児童発達支援センターういずを中心に、情報や認識を共有することにより、適切な支援につながるよう相談支援体制の充実を図ります。 | 障害者支援課 こども支援課 |
| (2) 事例検討による相談支援の質の向上 | 入間市児童発達支援センターういずと関係機関が連携し、様々な問題を抱える家庭への支援など困難事例を検討することにより、相談支援の質の向上を図ります。 | 障害者支援課 こども支援課 |
| (3) 支援が必要な家庭への訪問等による把握と支援 | アウトリーチを行うことにより、潜在的なニーズと情報を関係機関が共有し、具体的な支援を します 。 | 障害者支援課 地域保健課 |
| (4) 障がい児支援におけるワンストップサービスの充実 | 入間市児童発達支援センターういずを中心に、障がい児に係る相談及び支援について、ワンストップサービスの更なる充実を図ります。 | 障害者支援課 こども支援課 |

重点課題（４）はたらく支援の充実

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「はたらく支援の充実」を重点課題（４）とし、「施策６ はたらくを支援する」に取り組みました。

施策６として、入間市障害者就労支援センターりぼんが中心となり、企業や商工会、ハローワーク等の就労支援機関との連携を図り、情報共有や就労の場の確保・拡大等に努めました。

また、入間市障害者就労支援センターりぼんと連携し、新たに障がいのある職員を雇用しました。

○アンケート調査の結果から

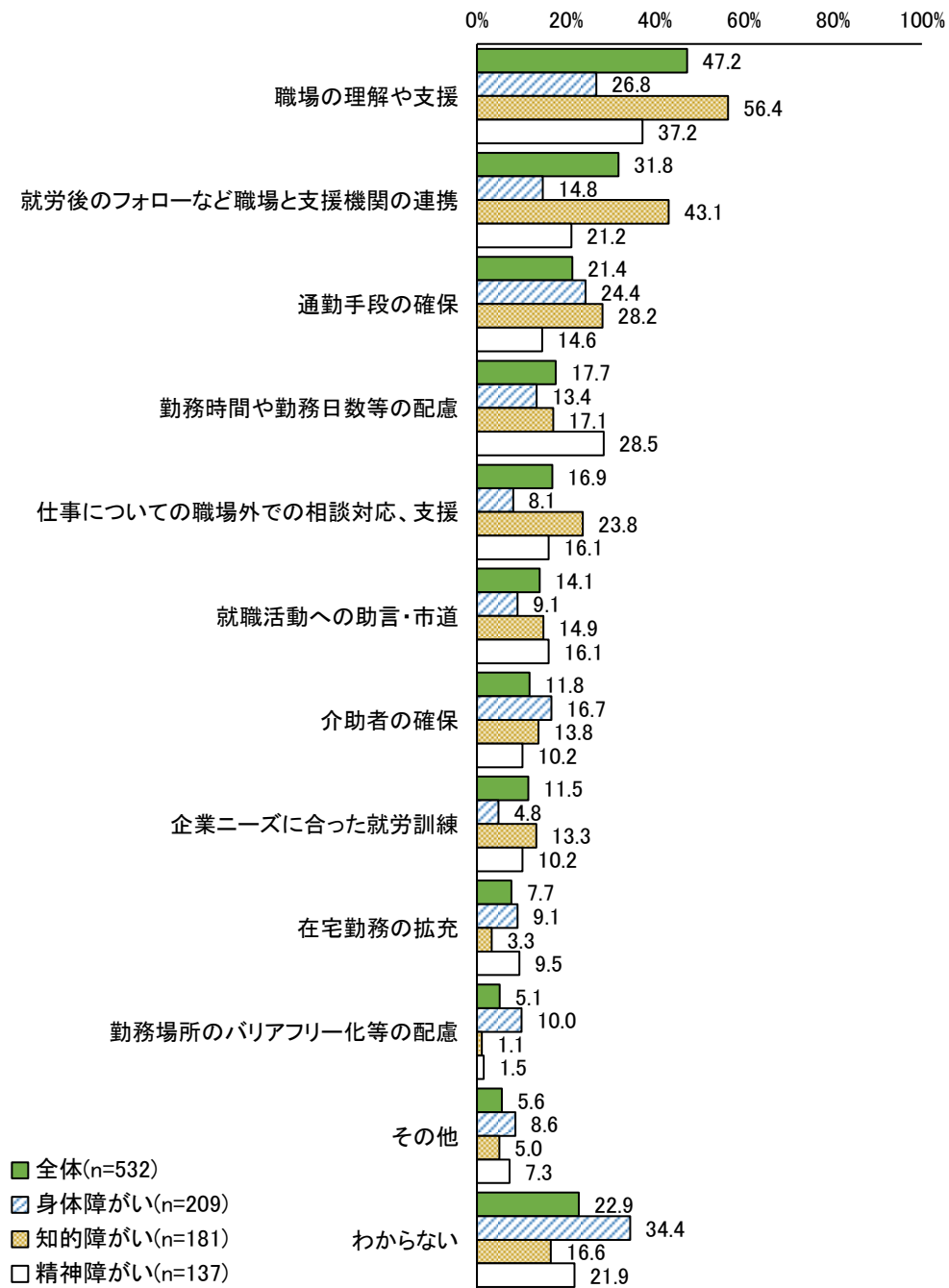
アンケート調査の結果では、障がい者の就労支援で必要なこと（29頁・図7）は、「職場の理解や支援」が47.2%で最も多く、次いで「就労後のフォローなど職場と支援機関の連携」が31.8%となっており、職場の障がいに対する理解の向上や職場定着支援が課題となっています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障がい者の就労支援及び支援体制の充実を課題とします。



【図7】障がい者の就労支援で必要なこと



施策6 はたらくを支援する

入間市就労支援センターりぼんを中心に、ハローワーク等関係機関や企業とのネットワークを構築し、企業への障がい者理解の啓発、就労の場の拡大に取り組むとともに、障がい者の就労、職場定着を支援します。

また、福祉的就労に対する需要を確認し、必要な施設の確保に努めるとともに、障がい者就労施設等から物品やサービスを優先的に調達すること等により障がい者の就労を支援します。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------------|---|-----------------|
| (1) 入間市障害者就労支援センターりぼんの充実 | 職場定着支援等を支援していくため、入間市障害者就労支援センターりぼんの体制の充実を図ります。 | 障害者支援課 |
| (2) 企業に対する障がい者理解及び障がい者雇用の啓発 | 「はたらくを考えるつどい」を継続し、充実させるとともに、市内企業に対し、障がい者理解及び障がい者雇用について啓発活動を行うなど、就労の場の拡大に努めます。 | 商工観光課 障害者支援課 |
| (3) 就労支援の場の整備 | 就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)事業所の設置を支援します。 | 障害者支援課 |
| (4) 市における障がい者雇用の推進 | 障がい者が働きやすい職場について障がいに応じた職務を研究し、障がい者雇用を推進します。 | 人事課 |
| (5) 障がい者施設等からの物品等の優先調達の推進 | 庁内への周知を図り、障がい者施設等からの物品等の優先調達を推進します。 | 障害者支援課 |

【目標値】

| 指標 | | 前計画 | 現状値 | 目標値 |
|----|---|---------------|--------|--------|
| ① | 福祉施設を退所し、一般就労する人数 ※就労移行支援事業等を利用し、一般就労する障がい者の人数の目標値は、●ページ参照 | 23人 (R元年度) | (R4年度) | (R7年度) |

基本方針3 障がい児とその家族への支援

重点課題（5）障がい児とその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の整備

【現状の課題】-----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「障がいのある子どもとその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の整備」を重点課題（5）とし、「施策7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制の充実を図る」「施策8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育に取り組む」に取り組みました。

施策7として、障がい児支援の中核的役割を担う入間市児童発達支援センターういずを中心に、障害児相談支援事業所や障害者基幹相談支援センター、自立支援協議会等と連携の強化を図りました。

また、医療的ケア児等コーディネーター連携会議を開催し、情報共有や支援等について協議するなど、支援体制の整備に努めました。

施策8として、インクルーシブ保育・教育・福祉のための体制整備や研修の充実を推進し、配慮が必要な児童の受け入れやきめ細かな保育に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら、特別支援学校と小・中学校との交流を行うなど、心のバリアフリーを推進しました。

○アンケート調査の結果から

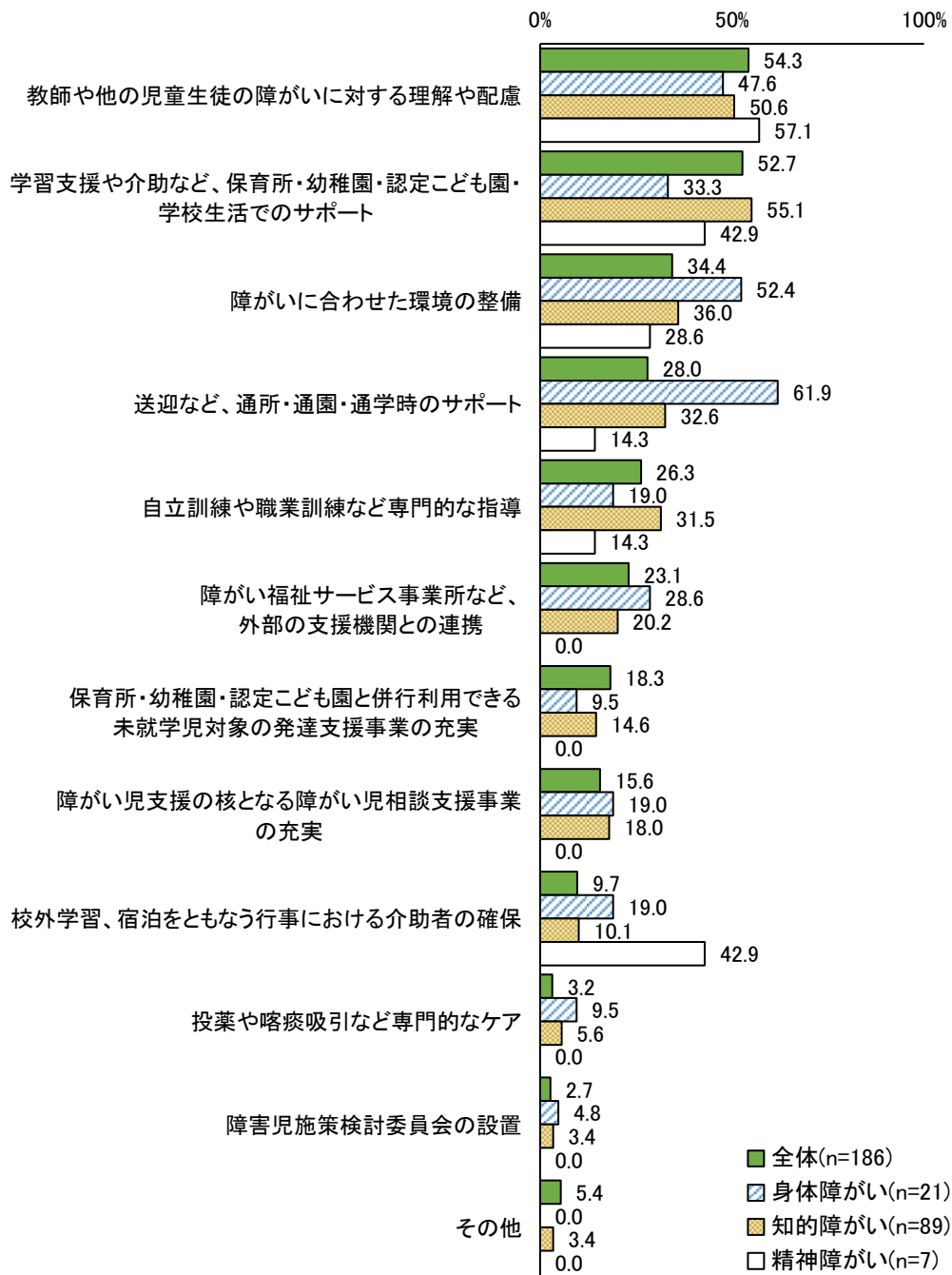
子どもの通学等で保護者が求めるもの（32頁・図8）として、全体では「教師や他の児童生徒の障がいに対する理解や配慮」が54.3%で最も多く、周囲の障がいへの理解の促進や配慮の充実が課題となっています。

また、障がい別に見ると、身体障がいでは「送迎など、通所・通園・通学時のサポート」、知的障がいでは「学習支援や介助など、保育所・幼稚園・認定こども園・学校生活でのサポート」、精神障がいでは「教師や他の児童生徒の障がいに対する理解や配慮」がそれぞれ最も多くなっており、障がいの種別や程度に応じた支援が求められています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障がい児とその家族に対する理解促進や支援体制の充実、保育・教育・福祉の環境整備を課題とします。

【図8】障がい児が保育所、幼稚園、学校に通ううえで、保護者が求めるもの



施策7 子どもの育ちをみんなで一緒に支える支援体制の充実を図る

入間市児童発達支援センターういずが障がい児支援の中核的役割を担い、乳幼児期から成人期まで一貫した地域支援体制を整備します。

また、関係各課の訪問による支援等、障がい児支援の更なる充実を図ります。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|--|---|---------------------------|
| (1) 入間市児童発達支援センターういずを中心とした関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図る | 入間市児童発達支援センターういずを中心に、情報共有、課題検討、ケース会議等を行い、支援体制の充実を図ります。 | 障害者支援課 こども支援課 |
| (2) 障がい児やその家族に向けた早期発見、早期支援の充実 | 支援の必要な障がい児の早期発見に努め、早期からの切れ目のない支援体制の充実を図ります。 | こども支援課 地域保健課 |
| (3) 訪問支援体制の充実 | 医療的ケア児等コーディネーターを中心に医療的ケア児の家庭を訪問します。 福祉サービスにつなげていない家庭や通所困難家庭への訪問支援体制の充実を図ります。 | 障害者支援課 こども支援課 地域保健課 |

■入間市児童発達支援センターういずリーフレット



児童発達支援センター配置図 (健康福祉センター1階)



アクセス

センター周辺図



入間市児童発達支援センター
ういず

交通案内

- 入間市駅から
 - 入間市コミュニティバスでいると【健康福祉センター】(市役所経由) 約21分
 - 武蔵線深谷駅行きバス約10分 | 西武グリーンヒルバス下車 徒歩約15分
- 武蔵線深谷駅から
 - 入間市駅行き、または入間市駅西口行き(幸川新道口経由) バス約7分 | 西武グリーンヒルバス下車 徒歩約15分
 - 入間市駅西口行き(幸川新道口経由)バス約4分 | 健康福祉センター入りバス下車徒歩約5分
- 入間市コミュニティバスでいると【南コース】「健康福祉センター」下車

※交通事情等によりバスの到着が遅れる場合があります。

入間市児童発達支援センターの愛称「ういず」について
愛称は公募により決定しました。
「みんな一緒に成長していきましよう」という願いが込められています。

お問い合わせ・ご相談

入間市児童発達支援センター

〒358-0013 埼玉県入間市上磯730-1
入間市児童福祉センター内
電話 04-2968-7785
FAX 04-2966-5514
電子メール ruma_wish@city.tama.lg.jp

施策8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育・福祉に取り組む

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び、育つことにより、子どもたちが多様性を理解し、助け合えるような保育や教育、福祉に取り組みます。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|------------------------|--|-------------------------------------|
| (1) インクルーシブ保育・教育・福祉の充実 | インクルーシブ保育・教育を充実させるために、多様な学びの場での特別支援保育・教育や入園時・就学時に本人・保護者の希望を尊重した相談支援を実施します。学校等の施設設備などのバリアフリー化に取り組みます。 | こども支援課 保育幼稚園課 学校教育課 障害者支援課 |
| (2) 教職員研修の充実 | 障がいを理解し、障がい児に配慮した指導方法等の研修により、教職員の資質向上を図ります。 | こども支援課 保育幼稚園課 学校教育課 |
| (3) 心のバリアフリーの推進 | 障がいに関する図書の整備や体験学習、交流・共同学習を通じて、共生社会実現に向けた心のバリアフリー（障がい理解）を推進します。 | 保育幼稚園課 教育総務課 学校教育課 障害者支援課 |

基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり

重点課題（6）福祉意識の向上とボランティア活動の推進

【現状の課題】-----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「福祉意識の向上とボランティア活動の推進」を重点課題（6）とし、「施策9 障がい者福祉について関心や理解を深めるために」「施策10 福祉ボランティア活動を支援する」に取り組みました。

施策9として、全小・中学校における障がい者教育や地域における各種講座やイベント等を通じた啓発活動を実施しました。

また、広報いるまや市ホームページのほか、新型コロナウイルス感染症対策のためオンラインによる講座を実施するなど、様々な媒体を活用した啓発活動に取り組みました。

施策10として、ボランティア活動を支援するため、各種団体の活動の場や交流の場の提供を行いました。

○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策（25頁・図6）として、全体で「障がい等に関する市民の理解を深める啓発活動」が20.7%で第3位となっています。また、障がい者の就労支援に必要なこと（29頁・図7）や障がい児が保育所、幼稚園、学校に通ううえで、保護者が求めるもの（32頁・図8）においても、理解や配慮に関する項目が上位となっており、障がいについての理解や福祉意識の向上が課題となっています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、**更なる**福祉意識の向上やボランティア活動の支援を課題とします。

施策9 障がい者福祉について関心や理解を深めるために

市民に対し、障がいについての理解を深め福祉意識の向上や共生社会に向けた啓発活動をわかりやすく実施すると共に、交流を通じた相互理解の向上を図ります。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------------|--|--|
| (1) 障がい者理解のための講座等の推進 | 体験型など、わかりやすい講座により、障がいについての理解を深め、共生社会に向けた意識の向上を図ります。 なお 、体験型講座は、小学校や中学校での取組を 推進 します。 | 地域振興課 障害者支援課 地域保健課 学校教育課 社会教育課 |
| (2) 地域イベントでの交流による相互理解の促進 | 情報提供等により、障がいのある、なしにかかわらず、イベント等への参加を促し、相互理解を進めます。 | 地域振興課 商工観光課 障害者支援課 |
| (3) 広報いるま、市公式ホームページ等による啓発 | 広報いるま、市公式ホームページ等にわかりやすい記事を掲載し、啓発を図ります。 | 障害者支援課 地域保健課 |

施策10 福祉ボランティア活動を支援する

ボランティア団体への活動室の提供などの支援だけでなく、ボランティアの担い手の育成、確保やボランティアと福祉現場とのマッチングを支援**します**。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|--------------------------------------|--|-------------------------|
| (1) ボランティアとボランティアを必要とする現場とを結びつける情報提供 | ボランティア活動を支援するため、ボランティアに関する情報を提供します。 | 地域振興課 福祉総務課 地域保健課 |
| (2) ボランティア育成のための啓発の実施 | 福祉意識を醸成するための啓発を図り、地域の支援者を育成します。 | 地域振興課 福祉総務課 地域保健課 |
| (3) 障がい者団体とボランティア団体との交流の場の提供 | ボランティア活動を活発にするため、障がい者団体とボランティア団体の交流の場を提供します。 | 地域振興課 福祉総務課 地域保健課 |

重点課題（7）障がい者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

【現状の課題】-----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「障がい者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援」を重点課題（7）とし、「施策1 1 障がい者のスポーツ・文化活動を支援する」に取り組みました。

施策1 1として、障がい者が文化やスポーツに触れ合える環境づくりに取り組みました。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響で「障害者スポーツ大会」や「健康福祉センターまつり」等のイベント中止が続いており、今後は、感染症対策を踏まえた事業を推進するとともに、オンラインによる配信など、誰もが参加しやすい事業を検討していく必要があります。

○アンケート調査の結果から

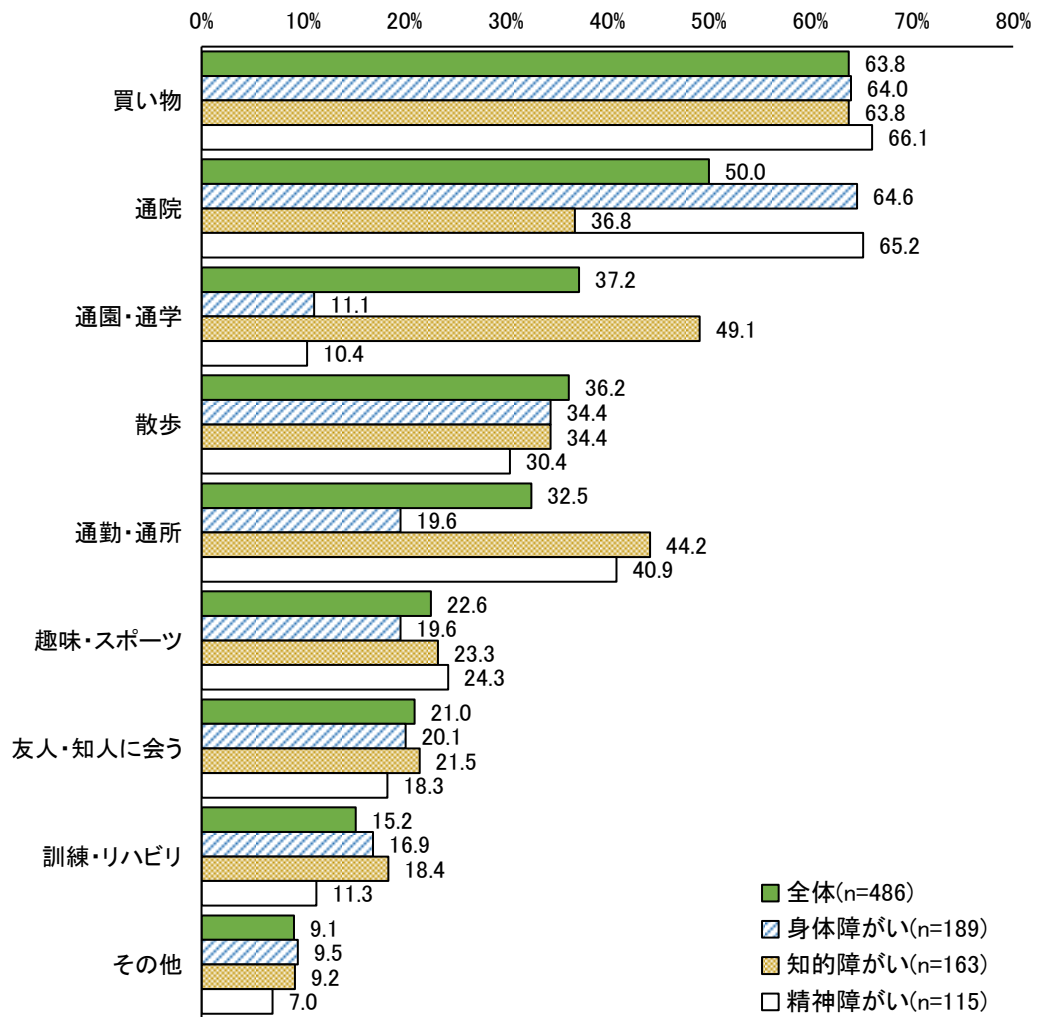
外出する目的（38頁・図9）として、全体では「買い物」が63.8%で最も多く、次いで「通院」が50.0%となっています。一方、「趣味・スポーツ」は22.6%となっています。

障害者文化芸術推進法の施行や東京オリンピック・パラリンピックのレガシーなどによって、文化芸術活動やスポーツ等の振興が期待されており、共生社会の実現に向けても、障がいの有無にかかわらず誰もが親しみやすい文化・スポーツを通じた取組の充実は欠かせません。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障がい者スポーツ、文化活動、余暇活動等の支援を課題とします。

【図9】外出する目的



施策11 障がい者のスポーツ・文化活動を支援する

障がい者のスポーツ活動の支援を継続していくとともに、障がい者の文化活動、創作活動の支援に取り組めます。

また、スポーツ・文化事業において、障がいの有無や年齢、性別に関わらず、市民が共に参加し交流する共生社会という視点での支援に取り組めます。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|---------------------|---|-------------------------------------|
| (1) 障がい者の創作・文化活動の支援 | 創作活動をしている障がい者団体や個人、支援団体に対し、創作・文化活動への参加を支援します。 | 地域振興課 地域保健課 |
| (2) 障がい者のスポーツ活動の促進 | 障害者スポーツ大会などへの参加を進めるための情報提供や体制整備に取り組むとともに、障がいのあるなしにかかわらずスポーツを通じた市民の交流を促進します。 | 障害者支援課 地域保健課 スポーツ推進課 社会教育課 |

重点課題（８）移動等の円滑化の促進

【現状の課題】

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「移動等の円滑化の促進」を重点課題（８）とし、「施策１２ だれもが安心して使いやすい施設とするために」に取り組みました。

施策１２として、小・中学校のトイレの洋式化やバリアフリートイレ（多機能トイレ）の設置等が計画的に進められました。

○アンケート調査の結果から

市に力を入れてほしい施策（25 頁・図6）として、全体では「住宅や道路・交通機関など障害のある人が暮らしやすいまちづくり」が 22.3%で第2位、特に身体障がいでは 33.8%となっており、より一層のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進が課題となっています。

○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、より一層のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進を課題とします。

施策１２ だれもが安心して使いやすい施設とするために

だれもが安心して自立した社会生活を送れることを目指して、ユニバーサル社会の実現のため、公共的な建築物、道路、公共交通等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

そのために、市の公共施設、道路、公共交通等の整備において、障がい者の意見が反映される機会を確保します。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|------|
| (1) 公共施設等を整備する際の障がい者の意見を反映する機会の確保 | 公共施設等を整備する際に、障がい者等の意見が反映されるような仕組みづくりに取り組みます。 | 関係各課 |

基本方針5 権利擁護

重点課題（9）権利擁護の推進

【現状の課題】-----

○前プランでの取組の評価から

前プランでは、「権利擁護の推進」を重点課題（9）とし、「施策13 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進」「施策14 障がい者の権利をまもる」に取り組みました。

施策13として、成年後見制度の周知を図るとともに、市民後見人の養成や法人後見事業の充実を図りました。

施策14として、市職員への研修等の実施、障害者差別解消支援地域協議会における体制整備や啓発活動等を行いました。

また、障がい者虐待に関する相談や通報等について、関係部署や基幹相談支援センター、相談支援事業所等と連携し、被害者等の安全確保を図りました。

○アンケート調査の結果から（【図-8】・【図-9】・【図-10】参照）

成年後見制度について（42頁・図10）、内容を知らない（名前を聞いたことはあるが、内容は知らない+名前も内容も知らない）と回答した障がい者は、全体で70.4%を占めています。

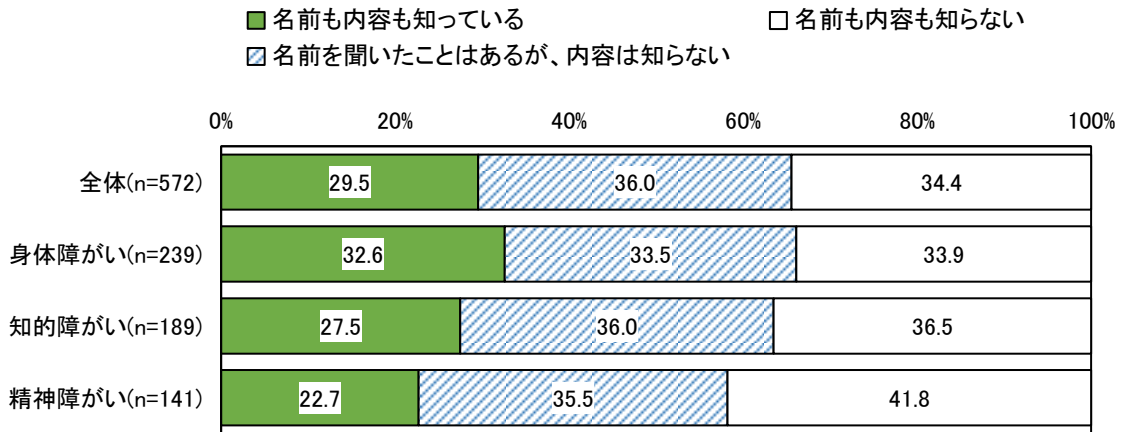
一方、成年後見制度の利用希望等（42頁・図11）について、「利用したい」と回答した障がい者が、全体では34.6%、特に知的障がいでは49.5%となっており、制度を周知するとともに、制度の円滑な利用を支援する体制の整備が課題となっています。

また、障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをしたこと（42頁・図12）がある（ある+少しある）と回答した障がい者が、全体では37.9%、特に精神障がいでは45.8%となっています。その場所・場面（43頁・図13）としては、全体では「学校、教育の場面で」が22.7%で最も多く、以下「近隣、地域で」が20.6%、「公共交通、公共施設などで」が19.1%、「職場、仕事を探す場面で」と「民間サービスで」が17.0%などとなっており、あらゆる場所・場面で障がい者の人権をまもるための取組が課題となっています。

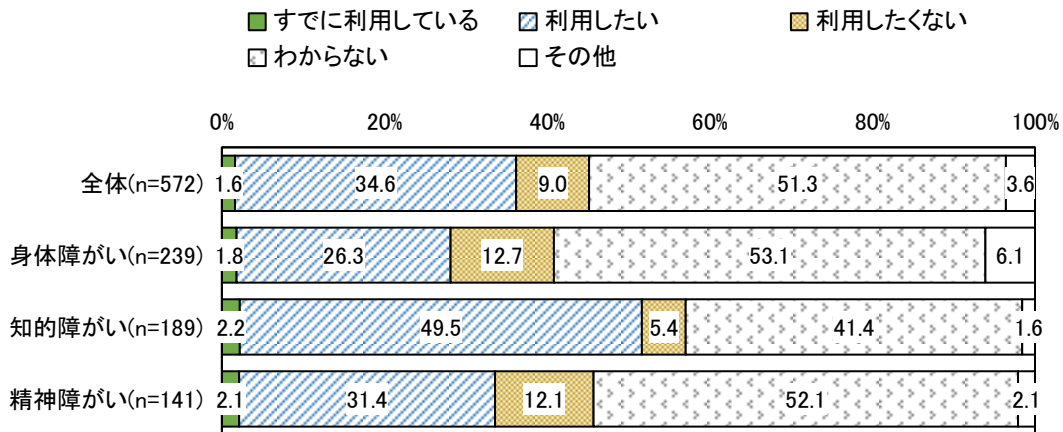
○本プランの課題として

前プランでの取組の評価やアンケート調査の結果から、障がい者の権利を守り、障がい者の意思決定を支援するため、成年後見制度の利用促進や障がい者の権利擁護を課題とします。

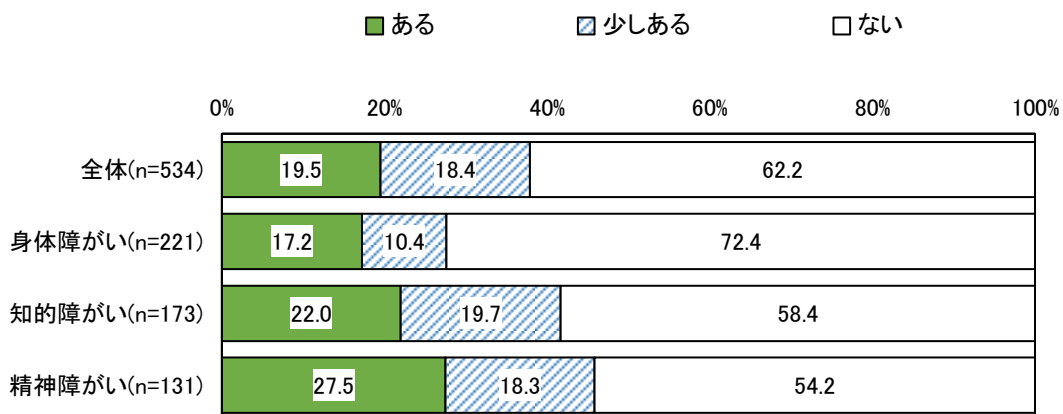
【図10】成年後見制度の認知度



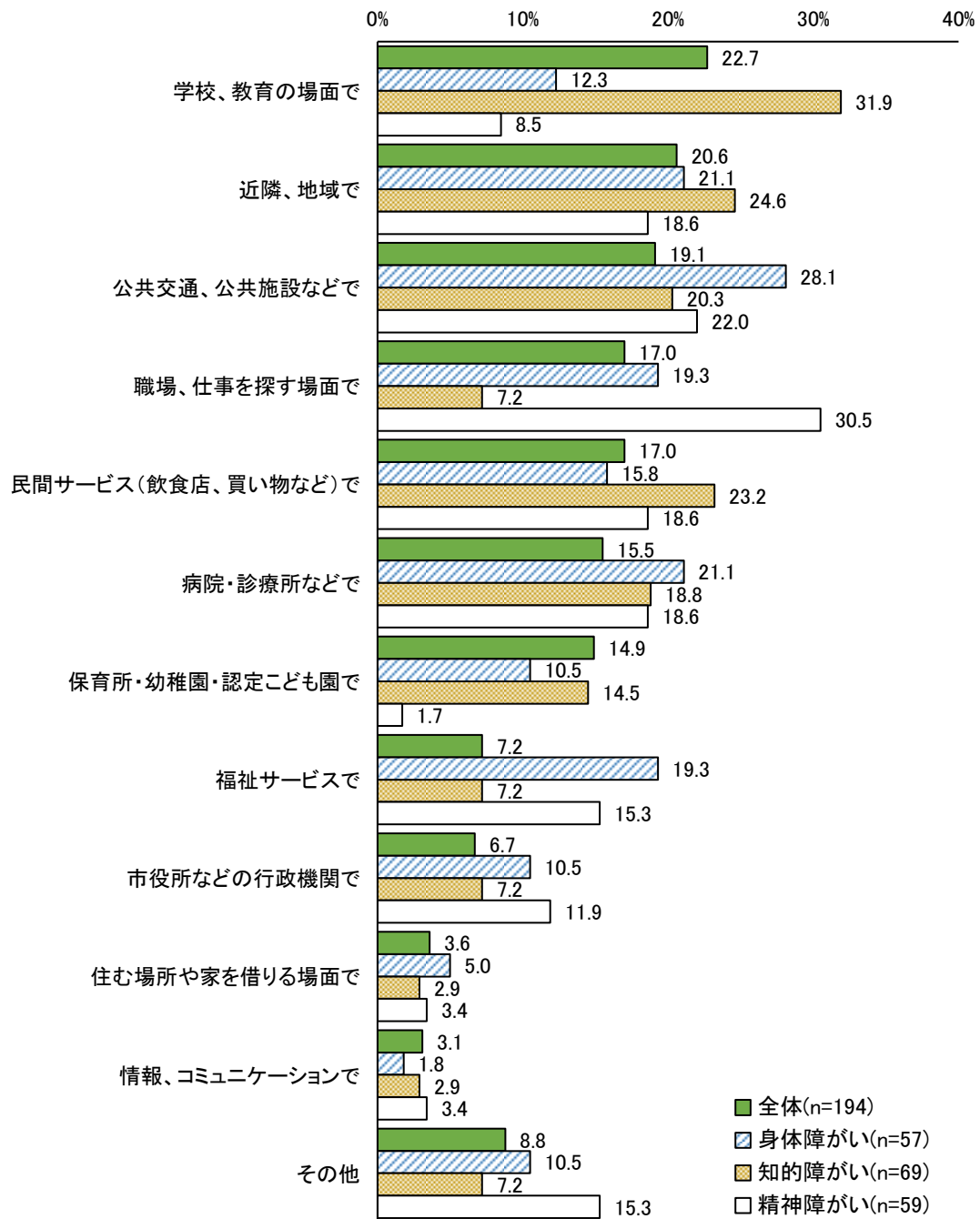
【図11】成年後見制度の利用希望等



【図12】障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをしたこと



【図13】障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをした場所・場面



施策13 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度について、利用するメリット、利用するための手続きなどをわかりやすく周知するとともに、成年後見制度のニーズを確認しながら、市民後見人の養成、支援も含めた法人後見事業の体制の充実を図ります。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| (1) 障がい者やその家族を対象とした成年後見制度についての講座の実施 | 成年後見制度について、メリット、手続きなどわかりやすい講座を実施し、利用を促進します。 | 福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課 |
| (2) 市民後見人養成講座の実施 | 入間市社会福祉協議会等と連携し市民後見人養成講座を実施し、市民後見人の養成に取り組みます。 | 福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課 |
| (3) 法人後見事業の体制の充実 | 法人後見事業の体制を充実させ、市民が安心して利用できるよう普及啓発に取り組みます。 | 福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課 |
| (4) 市民後見人研修等の支援体制の確立 | 事例検討等により市民後見人のスキルアップを図るほか、関係機関のスムーズな情報交換に取り組みます。 | 福祉総務課 障害者支援課 高齢者支援課 |

施策14 障がい者の権利をまもる

障がい者が差別や虐待を受けることなく、地域で自立した生活が送れることを目指して、障がい者の権利擁護を推進します。

市の事業において、合理的配慮の取組を推進するとともに、障害者差別解消支援地域協議会を中心に障がい者差別の解消に向け取り組みます。

また、障害者虐待防止法に基づき、虐待の防止、保護等を適切に実施するため、障害者虐待防止センターを中心とした連携協力体制の強化を図ります。

| 主な取組 | 取組内容 | 担当課 |
|-----------------------------------|--|--------|
| (1) 市職員への研修等の実施 | 職員研修等を通じ、障がい者理解、合理的配慮などについて啓発を行い、共生社会の担い手としての職員育成に取り組みます。 | 人事課 |
| (2) 障害者差別解消支援地域協議会の体制整備 | 協議会への障がい者の参加、地域内の各ネットワークとの連携等体制を整備します。 | 障害者支援課 |
| (3) 障害者差別解消支援地域協議会の差別解消についての取組の推進 | 入間市障害者自立支援協議会とともに障がい者差別の実情把握、各ネットワークとの集積・事例検討・情報共有を行い、合理的配慮等具体例・障がい者差別解消取組事例等の提供等により、差別解消に向けて取り組みます。 | 障害者支援課 |
| (4) 障がい者虐待防止のための連携協力体制の強化 | 障害者虐待防止センターを中心とした連携協力体制の強化を図り県のシェルターなどとも連携を強化します。 | 障害者支援課 |
| (5) 障がい者の権利をまもるための条例 | 「入間市手話言語条例」施策の推進に取り組みます。 障がい者の権利をまもる条例等の調査研究に取り組みます。 | 障害者支援課 |

| 指標 | | 前回 | 現状値 | 目標値 |
|----|-----------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ① | 成年後見制度の名前も内容も知っている人の割合 | 27.5% (R元年度) | 29.5% (R4年度) | 35.0% (R7年度) |
| ② | 障がいがあることで差別されたことや嫌な思いをしたことがある人の割合 | 46.0% (R元年度) | 37.9% (R4年度) | 20.0% (R7年度) |